

## 特例有床診療所の開設又は一般病床の新設若しくは増床に係る協議要領

### (目的)

第1条 この要領は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第3項に基づき医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の14第7項第1号から第3号までに規定する診療所（以下「特例有床診療所」という。）の開設又は当該診療所における一般病床の新設又は増床に係る協議の手続きについて定める。

### (定義)

第2条 特例有床診療所は、次のとおりとする。

- (1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所（診療報酬上の在宅療養支援診療所としての医療を提供するものに限る。）
- (2) へき地に設置される診療所（無医地区又は無医地区に準じる地区に入院機能を設けるものに限る。）
- (3) 小児医療が提供されるために特に必要な診療所
- (4) 周産期医療が提供されるために特に必要な診療所（分娩を取り扱うものに限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所

### (協議の手続)

第3条 第2条第1号から第5号までに掲げる診療所に一般病床を設置又は増床しようとする者（以下「開設者」という。）は、当該診療所が特例有床診療所に該当するか否かについて協議するため、特例有床診療所に係る協議書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の協議書の提出後、協議書に記載された項目のうち、「2 診療所の所在地」（二次保健医療圏が異なる変更に限る。）、「3 診療科目」、「4 一般病床を新設又は増床する理由」、「5 設置（増床）しようとする一般病床及びその他の病床の数」又は「11 一般病床数の算定の考え方」に変更があった場合は、協議書を再提出するものとする。
- 3 知事は、前々項の協議書が提出されたとき（前項の規定による再提出を含む。）は、鳥取県医療審議会の議を経て、特例有床診療所に該当するか否かを決定し、その結果を開設者に通知する。
- 4 前項において、知事が特例有床診療所に該当すると決定したときは、当該診療所を鳥取県保健医療計画に記載された診療所とみなし、鳥取県のホームページで公表する。

### (開設者の義務等)

第4条 第3条第3項の規定により特例有床診療所に該当する旨の通知を受け、一般病床の設置又は増床の届出を行った特例有床診療所の開設者は、毎年4月末日までに様式第2号により知事に報告する。

### (指導)

第5条 知事は、第3条第3項の規定により通知した診療所が、本制度の趣旨に基づき適切に運営されているかを適宜把握し、必要に応じて指導を行うものとする。この場合において、当該診療所が同項の規定により通知された特例有床診療所に該当しないものと認められたときは、当該診療所の開設者に対し、病床を廃止するよう指導を行い、病床の廃止後は、第3条第4項の規定により公表している鳥取県のホームページを削除する。

### 附 則

この要領は、平成27年3月6日から施行する。